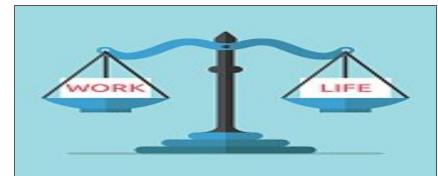


バランスとれてますか? あなたの「ワーク」&「ライフ」



それとも…

サービス残業・・・増えてますか？

本学は、長時間労働の縮減に取り組んでいます。
大切なのは「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」
働いたことに対して賃金を支払うのは、大前提です。

♪ 日中は仕事に集中して、早く帰ることができるようになった♪♪

♪ 職場の雰囲気が変わり、帰りやすくなった♪♪

との声がある一方

- 「早く帰るよう」とは言われるが、業務はあるので、PCの「退勤の処理」をしてから仕事をしている・・・
- 終業時刻後は管理職の目があり帰らざるを得ないので、始業時刻前の早朝や、休日に仕事をしている・・・

との声も

これらに対して手当が支払われるのは違法です！

仕事と生活の調和を実現しましょう

超過勤務をひなくても済むように、大学として
適正な人員配置を行わせましょう

業務の効率化、簡素化を
個人任せにしないで部署
全体で考えましょう

やむを得ず生じた時間外
勤務に対してはきちんと
手当を支払わせましょう

残業の上限は、原則として月45時間、年間360時間ですが、36協定の「特別条項」によって無制限に残業させることが可能でした。しかし、4月1日より施行される「働き方改革」によって、「特別条項」があっても、月100時間以上の残業、2~6か月平均で月80時間とか年間で720時間を超える残業をさせた場合には、労基法違反として大学に罰金が科せられることになりました。